

Title	第十七世紀英国の民権思想と新教
Sub Title	
Author	榎, 智雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.6 (1927. 6) ,p.723(1)- 747(25)
JaLC DOI	10.14991/001.19270601-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270601-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

永の御ひいき其名も常盤

安くて味の良い
ときわの天井

天井 食堂 わきと

スタイルを重んじて
着地を忘れず

初夏の御仕度は
稲津屋へ

芝區三田一丁目二番地

稲津屋洋服店

電話七三一九

三田學會雜誌 第二十一卷 第六號

第十七世紀英國の民權思想と新教

榎 智 雄

一、民權論と中世思想。二、宗教迫害の理論と信教の自由。三、英國教會と
神權説。四、プレスビテリアニズム。

「第十七世紀及第十八世紀の政治的自由は第十六世紀に於ける宗教的壓制に對する反抗の産物と云ふてよい。之が暴政反抗者(monarchomach)の説く處であつて、此反抗なかりせば全歐洲は Louis 十四世の下の佛蘭西の如く集權的で保守退嬰的な勢力の下に絶對的服従をして居たであらう(註一)。吾人は曾て「初期スチュアート民權論とコンモン法」と題して英國に於ける第十六世紀中の近世國家、即ち強力

第二十一卷

(七二三)

第十七世紀英國の民權思想と新教

第六號

一

なる主権者の下に一國を統一せんとする思想並に制度に就て觀察し、第十七世紀に入つて此傾向に對する反抗、殊に民権的主張の源流として法廷及コンモン法の有する關係に就て述べた(註二)。然し第十七世紀初半の民権的主張を單に法律的又は憲法上の源流に由つて説いたゞけでは一部面の觀察に過ぎぬ。宗教的反抗が重大なる他の部面を占めて居る。而も此宗教的紛争は決して簡單のものではなく、新教必ずしも自由主義ではなく、時に舊教は寧ろ進取的な政治論をなした。第十七世紀民権論に深き關係を有し、吾人の觀察の中心なる清教徒革命(Puritan Revolution)ですら、革命一派の源に溯れば決して信教の自由を是認するものではなく、他宗派に對する最も強烈なる迫害者であつた。此複雑の間に自由主義を求めんとするは簡單な事柄でないのである。吾人は先づ宗教改革に續く時期に於ける一宗派の他宗派に對する態度、之に關聯する國家の地位を検して、新教の有する絶對主権への反對論に言及せんとする。

宗派の關係は複雑であるが、絶對權反抗の理論に於ては茲にも中世思想の影響の跡を見る事が出来る。英國憲法はコンモン法である(註三)と稱せらるゝが、第十七世紀初半に於ては英國政治制度をコンモン法的に解釋し、此法こそが最高であつて、凡ての法の上には必ず其作成者存すとの主権の觀念及ローマ法的なる解釋を排斥し、所謂法の最高説(Supremacy of common law)に由つて當時の王權の主張に對抗した(註四)。若し憲法主義(constitutionalism)をも稱すべきものが専恣なる政治を拒んで一定の法に由る政治を意味するものならば、此時代の憲法論はコンモン法を其規準とせんとするものなる故に、憲法主義の發達と密接な關係を有した。而も此學説は一六八八年の英國革命に由つて打破せられ、主権の存在は確立したが(註五)國家構成の原因は人の自然權の擁護にありとして國家は此目的に拘束さるゝものとの觀念は全く崩れたのではない。コンモン法の求むる common law rights of English man も畢竟人の自然權であつて、一國內の何人もが之を定むるにはあらで之を明示確定するコンモン法が最高なりとするのである。此コンモン法の最高説は中世思想であつて、封建法や其法律家たる Bacion や又は多くの政治學説の主張する處であつた(註六)。制定法(Statute)すらも既存の法を承認し、之を確保せんが爲に文字にしたに過ぎぬ(註七)。

斯く中世の法律思想は第十七世紀初半の憲法論の根底をなしたが、今本稿に觀察せんとする當時の民権思想の他の源流なる新教殊に清教徒の思想も少しく溯れば亦中世に根底を有する學說であつた。宗教改革は信教の自由 (toleration) を齎したものではなかつた。新教が舊教に代つて力を得るや、舊教徒のなせるよりも更に烈しき迫害をなした。Geneveに於ける Calvin や蘇國の John Knox は其適例であつた。而して舊教を信奉する Jesuit や (註八) 之に偏する佛國の Les Politiques の一派 (註九) やの政治學說が王權に反抗するものであつたり、カルヅァンの説く Institutes が專君的支配であり、又英國々教 (Church of England) が帝王神權説 (Divine Right of Kings) の熱心なる支持者であつたりしたのは要するに宗教改革の後に信教の自由が存せず、夫々の立場より各々の説を主張したのである。清教徒の政治學說は帝王神權論者なる英國教會に反抗するもので、其源流は一はノ、シスを通じて長老派の説 (Presbyterianism) であり、他の一は佛國の Huguenots の主張たる暴政反對論者 monarcho-machi) の一派であつた。而して此一派の王權反對論の基礎を見れば中世の封建的思想であつた。文藝復興及宗教改革は近世國家の出現を促進したが、未だ封建

制度及之に關聯せる思想が残存して王の絶對權を制肘した。是等論者は政治社會の起原を契約に求め、統治關係の存在は治者と被治者との契約の結果であつて、治者は此契約に由つて義務を有する。之に違背せる時は當然治者たるの理由を失ふと同時に、被治者は之に反抗又は抵抗するの權、或は義務すらも有すると云ふのである。之正しく封建契約 (feudal contract) である (註一〇)。此一派は更に王位に關して説き、王は選舉さるゝものなりとし、其證據は王位が世襲となつても戴冠式當時になす王の宣誓に就て見る事が出来ることとする。斯の如き王權の制限論は中世思想の影響の下にあつたものである。第十七世紀初半の民権論がコンモン法の最高說なる中世思想たりし關係上、清教徒の政治思想も中世に負ふ處大なりとし、次で吾人は宗教改革後に於ける信教の自由とは如何なるものなりしかに就て觀察をする

註一 Laski's introduction to the *Vindiciae Contra Tyrannos*, 27.

註二 拙稿「初期スチュアート民権論」コンモン法」。法學研究、昭和二年第一號。

註三 Sidney Low, *The Governance of England*, 8; Hearn, *The Government of England*, 35 以下參照。

註四 前掲拙稿、四項。

註五 Pound, *The Spirit of the Common Law*, 75. 一六八八年革命は制限君主政體の確立で

あつたと共に、王及議會の最高權の建立であつた。

註六 拙稿「第十三世紀英國の政治思想」。三田學會雜誌、二〇卷二〇號參照。

註七 McIlwain, "Magna Carta and the Common Law." Magna Carta Commemoration Essays. 125; Hearn. op. cit. 37.

註八 拙稿「宗教改革期政治學說上のチュートドル王制」第六項參照。法學研究、大正十四年第二號。

註九 本稿次項參照。

註一〇 拙稿「社會契約論の起原と封建制度」。史學第三卷第四號。

二

英國が凡ての公の地位に宗教的資格を撤廢して完全に宗教上の平等及信教の自由を承認せるは第十九世紀の中半に於てであつた。一六八九年の信教自由法(Toleration Act)は信教の自由に至る顯著なる一階段ではあつたが、此法律は根本に於て國教以外の教徒の公職資格を認めず、且つ國家は異宗の矯正を任務として之を所罰すべきなりとの二原則を基礎として居た。此法律は一六八八年革命に參加せる宗派に多少の手加減を加へたに過ぎなかつた(註一)。此時代に於て既に斯の如し。況や第十六及第十七の兩世紀に於てをや。然し信教自由に關する思想

の皆無であつたのではない。此思想に就ての概觀は當時に於ける國家と教會の關係を分明ならしめ、やがて之は新教の政治學說の立場を指示するのである。

信教の自由を承認せざる思想は同時に他宗教他宗派に對する所罰壓制迫害の理論であつた。此思想の變遷の跡を見るに、中世には國家も教會も神の支配の異なる兩面に過ぎず、教會に對する抵抗は當然破門を受くべきで、破門は同時に國家の保護の外にあるを意味した。國家なくして教會は考ふるを得たが、教會なくして國家のみの存在を考慮する事が出来なかつた。宗教上の強制は國家の重大なる役目であつて、斯る所罰迫害は屢々政治的理由よりも實行されたが同時に之は異端の徒の靈魂を救濟するものであると信じた。此理論は宗教改革後に於ても消滅せず、之を Calvin や John Knox や更に第十七世紀の清教徒反亂にも窺ふのである。宗教改革はローマ法主を地上の唯一絶對の頭とする政教一致の統一論を打破して、所謂 *Cujus regio ejus religio* なる原則を確立し、宗教宗派の決定權は君主の手中にありとなした。宗教は一國內に於て依然として統一を要求し、其差異は強制的矯正を必要とするものとした。唯中世と異なる點は各國其望む處に従て其宗教

を定めた。之を國際的の信教の自由であると稱する事が出来やう(註二)。宗教改革は教會至上權を破つて、君主に由つて體現さるゝ國家の手中に宗教の決定權を收めしめた。之れ宗教は國家の構成物なりとする Erastianism である。然し國家最高權の建設は宗教を他にして宗派の争の上に超然としたのではない。Erastianism の名稱の起りたる Erastus (註三) の論ずる處は寧ろ斯る最高權建設よりは主として教會の有する破門の制度を攻撃したものである。彼以爲破門は教會にとつて潜上の沙汰である。基督は何等破門に就て語る處はない。若し犯行あらばそは教會に由つてにあらす、國家の法廷に於て裁かるべきである。基督教國家に於て君主は凡ての罪惡を罰すべき唯一の人である。君主は破門に由らず、宗教の原則に則りし法に由つて判するのである。然し此思想は完全なる信教の自由を認むるものではなく、眞の宗教は國家に由つて制定さるべく、同一國家内に二宗教二宗派の存在を許さぬのである。要は一國內に於ける二個の強制力の存在への反對であつた(註四)。Erastianism は斯くして信教の自由は國家最高權の建設と不可分のものとはして居ない。

中世的權力思想の打破者は Luther であつた。彼は教會の神聖に代るに君主の神聖を以てし、君主への服従は最も強く主張した處である。例へば其國家論に於て純理の上に築かるゝ政府よりは寧ろ古來より存在する土地個有の制度を愛好し、農民反亂の如きに於ては之に反對して遺憾なく保守主義を發揮したるは著名の事實である。彼は階級制度を認め一は支配し他は服従し、一は高貴なれども他は卑賤なりと論じて居る(註五)。若しルータールの理想にして凡て他の思想に勝ちたりとせんか君主專制の政治成り、信教の自由は固より一般政治的自由は世より一掃されたであらう、其然らざりし所以は文藝復興に伴ふギリシヤ政治思想との接觸及 Machiavelli の國家の全く宗教や道德觀を離れたる實際政策上の説明に由るのである。ルータールの態度斯の如くなるが、Calvin に至つては一層他宗教他宗派の存在を許容せぬものであつた。アメリカに自由制度を建設せる清教徒の祖父なる彼の論が國民の自由を説けるよりも、其教義の基礎が民主的なるにも拘らず強烈なる信仰の組織なるの結果絶対君主々義的なる主張たりしは奇異である。彼は佛國民の特長なる透徹せる確實なる論理を以て述べて居る。彼は神の主權を

信じて此上に他を顧慮する事なく其結論を建てた。神の法を含有する聖書は最高の權威で之に優るものは皆無である。従つて基督及其使徒に對する服従は絶對であらねばならぬ。カルヴァンは純理論者なりし故に傳統に従ふを得ず、組織を有するローマ教會は到底是認するを得ぬものであつた。即ち神と個人の信仰との間に介在する凡てを除去せんとした。彼に従へば教會とは信仰者の集會であつて、眞の信仰の状態にあるもののみが其加入を許され、各員の生活は絶へず儉せられ、嚴格なる規律の下に服せねばならなかつた。斯る教會の組織は初め當然民主的であるべき處なるが、彼は思想の自由は嚴禁すべきものと信じ、凡ての無政府的傾向には極力反對し、集會者に由り選ばるゝ僧侶は之が實行上大なる權力を附與せられ、結果に於ては貴族的組織であつた。而して彼が國家に對する態度は中世學說に類似する處があつた。彼に従へば教會國家共に其起を神に發して居た。然し此兩者は夫々異なる職務を有し、前者は純粹なる基督教的社會を構成し、後者は之に必要な外部の必要物を提供するにある。國家に對する反抗は彼の是認せざる處であつて、唯特種の場合に消極的なる抵抗を認めて居るに過ぎない。斯く

の如く教會と國家とは全然異なる職務を有する。然し健全なる國家は教會の存在に由るものにして、同時に國家は宗教に對する犯行を所罰する責任を有するのである。一方教會と國家の職分を分離する點より見れば各々は夫々の興へられたる部所に就き、信教の自由は完全に認めらるゝかの觀を呈する。然し他方宗教の強制を以て國家の責任とする點よりすれば國教に反するものは強制迫害するも可なりとの信條の如くである。此間の矛盾を彼は如何に解決せるか。彼も終局の點に於て彼の時代を支配しつゝあつた他宗教他宗派の存在を容認せざる思想に同意し、而も其一生涯を通じての此論の支持者であつた(註六)。

宗教改革は國家をローマ教會の手より離した。然し宗教改革者は國家の定むる宗教を強制する任務を有するものとした。國家と宗教を全然分離する考は單に之をマキアヴェッリに於てのみ見る事が出来るのであつた。唯獨り此間にあつて不完全ながらも信教の自由を説いたのは佛國の Les Politiques なる一團であつて之には理論家たる Bodin、又實際家たる L'Hopital 及 De la Noue が屬して居る(註七)。激烈なる宗教上の争闘を續けし間に新教舊教の兩派より信教の自由と王位の權

威を説く理論が発生しつゝあつた。其所論を要言すれば、靈魂の救済よりは寧ろ國家及家族の安寧を望み、神の爲に争闘の状態にあるよりは寧ろ神なくして平和の生活を望むものであつた(註八)。此一派の議論の基礎は王の神聖權ではあるが、此神聖權は英國々教の一團が説く神權説(Divine Right of Kings)とは異り寧ろ國家が其本質上備ふる權利であつて宗教に由る此自然の權利の侵害を拒否するのである。兎に角國家をして宗教の迫害より手を引かして、宗教の強制は國家の任務の以外の事なりと論ずる。Les Politiquesは國家は宗教上の統一に就ては全然無關心で教會を國家に合致せしめんとする希望を放棄する。然し此一團の信教の自由論は今日吾人の接する如き完全のものではなく、國家の宗教強制を徹底的に否定するのではない。信教の自由は正しき事柄なりとするのではなく、事情に由つては之を認むるが便宜なりとするのである。他宗教他宗派の存在を許さぬ宗教的又は宗派的統一は一國にとつて幸福であらうとも、之が原因となつて流血の慘を見るならば人は此統一なくして生活をする事が出来る。人は國民生活をなすに由つて大を期し得べく、更に其生活も充實し、一國結合を完全にし主權者に服

従すれば之を獲るのである。此一國にとり信教の自由は一の徳義務、又は宗教でなく、一の必要物或は政策であつた。宗教の統一は理想なるべけれども、之に到達するの困難なる場合には他宗派の存在を容認するが義務でもあり又理想でもありと云ふのである。即ち國家の利益を以て宗派の利益の上にあるものとした(註九)。宗教改革後の事情は信教の自由を否定するを以て其正常とした。而して之を肯定するは全體より見て寧ろ例外であつた。而も民権的政治學説は他宗派の國家と結合する壓制より脱却せんとして起つた形である。吾人は清教徒の斯る主張を見る前に其壓制者たる英國教會(The Church of England)の當時保持せる見解に就て一瞥を與ふる必要がある。

註一 Grant Robertson, Select Statutes Cases and Documents. 123-128.

註二 Figgis, From Gerson to Grotius. 129-130.

註三 Figgis, The Divine Right of Kings. Chapter on Erastus and Erastianism. 參照。

註四 Ibid., 321-232.

註五 Ward, Darstellung und Würdigung der Ansichten Luthers vom Staat. 20; Janet, Histoire de la Science Politique. II. 7-8.

註六 Osgood, Political Ideas of the Puritans. Political Science Quarterly. VI. 37.

註七 Janet, op. cit. 105. 110. 114.

註八 Tavannes, Mémoires. quoted by Pollard, The Political History of England 1547-1603. 113.

註九 Figgis, From Gerson to Grotius. Chapter on "The Politiques and Religious Toleration."

III

通常近世國家は宗教改革の産物なりと稱せらるゝが、英國に於ては宗教改革が近世國家を生むたと云ふ事が出来る(註二)。蓋し英國の宗教改革即ちローマ教會との絶縁は Henry 八世(一五〇九—一五四七)の強力なる王權が、議會や國民の後援に由つて成し遂げたる故である。是等の史實一切を茲に述ぶるは省略する處なるが、唯ローマとの絶縁の有する意義と其形式内容に就て少しく注意するの處がある。絶縁の結果は君主に體現する國家が宗教の決定權を其手中に收めた。之は疑もなく宗教は國家の構成物と云ふ前項に述べたる Erastianism である。ヘンリ八世没後舊教の信者なる Mary (一五三三—一五五八)の反動的なる治世の約五年を除き Elizabeth (一五五八—一六〇三)に至る第十六世紀の Tudor の時代の大部分は王權之を中世觀察の用語に従へば教會に對する俗世權換言すれば國家主權成立の時であつた。而も常に國家の敵手たりし宗教に對する關係が法律的に確定したのは一五五九年エリザベス女王治世頭初の二個の法律 Act of Supremacy 及 Act of Uniformity に由るものである。前者は宗教に對する王者の地位を確保したもので、同法は王權の最高なるべきを宣誓せしむるの制度 (Oath of supremacy) を定め、官吏僧侶は悉く王權の最高を是認するを誓ひ、若し彼等が外國君主又は外國僧侶の權威に服さんか其地位財産の沒收は固より死刑を以て罰せらるべきが規定された(註三)。斯くローマの權力を放逐し、國教を定めしは當時の信仰強制の通則に従ふものなる事は既述の點に由り見易き處である。此強制の思想他宗派に對する迫害は禮拜公式の制定たる Act of Uniformity に由つて規定上其頂上に達したと云ひ得やう(註三)。宗教に無關心となつて信仰の完全なる自由の如きは、此時代には國家の統一及其政治力の覆滅なくしては實現し得ぬものなりとすらも信じた。一方には絶へずローマ教徒殊に Jesuit がローマ教會の最高地位回復の爲めには手段を選ばずとなしエリザベスの如き異端は之を廢し又廢せずとするも少くも其後繼者は舊教徒ならねばならぬとして絶へず國家を脅した。又他方には清教

立の時であつた。而も常に國家の敵手たりし宗教に對する關係が法律的に確定したのは一五五九年エリザベス女王治世頭初の二個の法律 Act of Supremacy 及 Act of Uniformity に由るものである。前者は宗教に對する王者の地位を確保したもので、同法は王權の最高なるべきを宣誓せしむるの制度 (Oath of supremacy) を定め、官吏僧侶は悉く王權の最高を是認するを誓ひ、若し彼等が外國君主又は外國僧侶の權威に服さんか其地位財産の沒收は固より死刑を以て罰せらるべきが規定された(註三)。斯くローマの權力を放逐し、國教を定めしは當時の信仰強制の通則に従ふものなる事は既述の點に由り見易き處である。此強制の思想他宗派に對する迫害は禮拜公式の制定たる Act of Uniformity に由つて規定上其頂上に達したと云ひ得やう(註三)。宗教に無關心となつて信仰の完全なる自由の如きは、此時代には國家の統一及其政治力の覆滅なくしては實現し得ぬものなりとすらも信じた。一方には絶へずローマ教徒殊に Jesuit がローマ教會の最高地位回復の爲めには手段を選ばずとなしエリザベスの如き異端は之を廢し又廢せずとするも少くも其後繼者は舊教徒ならねばならぬとして絶へず國家を脅した。又他方には清教

徒の國教に對する反抗があつて夫々の國家組織の根本理論を以て攻撃して居た。是等兩者に對抗して國家及國教を辯護せんとするに The Laws of Ecclesiastical Polity の著者なる Richard Hooker が主として國教の支持する神權説がある。

舊教及新教の國家及國教に對する論難の基礎は無論宗教的なりしが故に國家が自己を辯護する爲には全然宗教を無視した例へば Hobbes の學說の如き立場に立つか又は論難者と等しく宗教を其立脚點として理論を組み立つるかの何れかにあつた。第十六世紀の後半は未だ前者の如き議論をなすまでの時には到達して居なかつた。其結果宗教的理論に對して宗教的國家説を以て辯駁し得るは國教の僧侶達のみである。之即ち彼等の保持する神權説である。國家の支持は英蘭土教會僧侶にとつては同時に教會の維持策であつた。然しフーカールの論ずる處は勿論エリザベス女王の治下の英蘭土教會の一方に舊教他方に清教徒を向へて困難に陥る状態より救濟せんとしたのであるが其議論は他まで非宗教的なる純理論のものであつた。即ち彼に教會の基礎の神權にあらざるを力説して舊教に對し又教會制度は人に建立され又建立されねばならぬ所以を論じて破壊的な

る清教徒を排して國教の擁護に努めた。曰く「政府なき所には人は羨望、爭鬭暴行を事として生活す。若し此状態の結果たる各人の苦惱を絶滅せんには、人は一の公共的政府を設け之に同意し之に由り結合するより外に方法がない。此政府に支配の權力を興ふれば各人は平和、靜安其他の幸福を享くる事が出来る」と(註四)。教會政府の起原を契約に求めて居る。此議論は確に國教の辯護論なるも吾人の觀察の中心なる第十七世紀の民権論の刺激となれる教會の根本思想としては到底神權説に及ばなかつた。

フーカールの所論を除外しては此時代の各宗派は敵も味方も一點に於て一致すると云ひ得やう。即ち服従は宗教的義務であつた、凡ての權威は自然又は神の秩序の一部分なるを以て、此合理的權威に服するは基督教徒の當然の義務なりとした。此觀念は法王に對する服従ともなれば、或は其權威にして神の意思に發さば王に對する服従ともなり得たのである。第十六世紀英國は外部的の強固なる王權の設立と共に、王權は其源を神に發すとの理論の建立に努力した。此説成つて始めて王は當時の思想上完全なる服従の要求者たるを得たのである。チャードル

の時代を通じて王の神權並に之への絶対服従は説かれ、或は單に此點に留まらず神は世襲的王政を欲する旨を論じた(註五)。法王が單に抽象的なる一般的支配權に満足して英國の舊教への復歸を夢見つゝありし間は無事なりしも、法王最高權回復運動の信者が之を實現せんとし、王に服従する全國民を異端視するに至つては王への服従も亦宗教的義務なるを説く議論の起るべきは唯當然であると云ひ得やう。法王より完全なる獨立、王の地位は神の意に發し、王に對する無抵抗絶対的服従が説かれたのである(註六)。

斯くて王の最高權成り教會は之を支持して宗教は國家の定むるものとなつた。而して英蘭土教會以外の新教が之に反抗して此絶対的の政教一致の議論を拒み民権的政治説を以て立つに至りしは國教の行はんとする他宗派不認容の迫害的政策に由るものであつた。此政策の中心は Archbishop William Laud なる人物であつた。彼は一六三三年に Canterbury の大監督となり長期議會(Long Parliament, 1641)の開催と共に失墜し五年の後に Presbyterians の憎惡の下に死刑に所せられた(註七)。彼はオックスフォードに於て學生の訓練に従事せるが大監督となるに及むで大學に

行ひし規律を國民の宗教生活に行はんとした。國教はローマより分離せりと雖も一般の新教とは異つて其色彩は著しく舊教に似通ひ、洗禮聖餐等の秘蹟(Sacrament)を踏襲し、又僧侶のみが祭司靈感の力を有するとして居る。宗教には規律の缺くを得ぬものなりとして信條より出版説教禮拜の儀式に至るまでを悉く統一せんとした。而して之が實施監督には中央よりの巡察 Metropolitan Visitation)と違反矯正(Correction of abuses)の制度を立て、之が強制は大權裁判な星法院(Court of Star Chamber)と特別の宗教裁判所(Court of High Commission)に於てなされた。第十七世紀初半の大權裁判は民権の壓迫の最大のものとなされたが(註八)、殊に後者は其起原が Act of Supremacy に發し、女王は宗教の事項に關する凡てを裁決する裁判官の任命權に基くものなるを以て統一政策の實行に都合好きものであつた。ロードは宗教生活の外界的影響を重視し統一せる規律に由つて、唯自己の最善を信ずる處に従つて完成の域に達せんとする個人的努力の新教を拒むたのである。

註一 Pollard, Evolution of Parliament. 216.

註二 Act of Supremacy. IX. XIV. Prothero, Statutes and Constitutional Documents.

- 註三 Ibid. 13-20.
 註四 Richard Hooker, Ecclesiastical Polity. Bk. I. X. 3, 4.
 註五 Figgis, The Divine Right of Kings. 99.
 註六 Ibid. 100.
 註七 Sidney Low and Pulling, Dictionary of English History. 670.
 註八 拙稿「初期スチュアート民権論をコンモン法と法學研究」昭和二年一號二項參照。

四

英蘭土教會を本城とし帝王神權説を武器とする専制政治に反旗を翻せるはカルヴァンの思想の流を汲む蘇國に起きたる新教の長老派(Presbyterianism)であつた。一度カルヴァンの思想及教會の組織の傳へらるゝや佛國を始めとして和蘭及英國の新教徒に由つて迎へられた。長老派の祖は蘇國の John Knox 及 George Buchanan の二名であつてカルヴァンの説きたる根本思想の上に暴君反抗の政治説を建てた(註一)。ノックスの教師なる John Muir は彼に St. Andrews 大學に於て王權は人民より發し、従つて人民の抑制を受け、暴政を有せる時は廢位さるゝものなるを教へた。ノックスは全く之に賛意を表し、而も暴政とはカルヴァンの禮拜組織を抑壓する者の

謂にして之に對する反抗を以て當然のものとした(註二)。ブナカナンはノックスと共に學びたるが長老派の政治論に於ては彼が其指導的地位を占むるに至つた。彼の論は古代政治學の思想の影響を受け其思想形式を採用して居る。先づ王政の起原及性質を説き Aristotle の如く國家の起りを人性に歸し、政府の成立を契約として居る。王は斯くて人民に由つて其地位を得、法は其支配に當つて王を導き且つ制するのである。茲に於て王の職務は最も明瞭にして其地位は決して専制政治の爲に濫用し得ぬものとの結論をなし、世襲的君主の如きも等しく法に従ふべきで人民に對してなせる同意契約に由つて束縛される。或は後の場合に斯る契約なしとするの論あらんが、斯る契約は戴冠式の誓約が更新する。法に由つて支配する王に人民は服すも、其然らざる時は第一の機會に於て追放さるべきで必要とあらば所刑するも可にして聖書は之に就て何等反對理由を述ぶる所がない。之所謂 Tyrannicide の論にして、此理論並に契約論は中世の思想に負ふ處大である(註三)。

此理論の實際政治との關係に就ては先づ蘇國の貴族に其支配者に對する反抗

の口實を與へ長老派の教會組織となつた。更に此學説は英國王と蘇國教會との間の争に於て、又此兩國間の數次の協約(covenants)に現れて、カルヴァンの微かなる暗示に過ぎざりしものが實際となり、此理論の支持者は理論を實現するが良心に對する最高の義務なりとして居た。即ち神の命令に對する服従であつた。然し其論の民主的なりしにも拘らず其實際は頗る貴族的であつた。蘇國に於て又英國に於ても長老派は教會及國家に貴族的組織を建つるを以て満足し、其主なる目的は政治及教會の支配を王一人の手より貴族及僧侶の手中に移すを意味するに過ぎなかつた。人民は此時代に於ては畢竟貴族僧侶であり之が更に擴大するにには後代の思想家を待たねばならなかつた。

斯くて長老派の説く處も根本思想は民権的なるも未だ實際に於ては民権的運動としては距離があつた。然し之も第十六世紀の末よりは漸く此色彩を増し來り第十七世紀との關聯を近くして來た。而して其中心問題は再び信教の自由である。長老派の此點に關する始めの見解は必ずしも信教の自由を是認するものではなかつた。一度長老派の教會成らば國家は之を保護し異端の徒を所罰すべ

きが其職務であるとした。實際に於て之は蘇國に於ては成功したが、唯英國々教監督の手を離れて長老の支配に移るを欲しなかつた英國に於ては全然失敗に歸した。斯る迫害の論あるに拘らず、又其政治論が著しく貴族的なるにも拘らず、尙ほプレスビテリアニズムが民権論との關係深しとするは第十六世紀末より同派が主な英蘭土教會への反抗者となつて信教の自由を説き、且つ漠然ながらも民主的な政治制度を説くに至りし最初の宗派なるを以てある。英國々教が凡ての宗教上の差異を撤廢を強制し各人其教義禮拜に合致せんとする政策の濃厚となるや、之に最初の反抗の聲をあげたのが Robert Brown であつた。彼は教會の國家より完全に分離さるべきを説いた。一國の支配者は教會の事務に關しては何等の權威を有する事なく唯一個の普通基督教徒に過ぎぬ。其支配は外部的なる正義に準據し、内部的なる宗教に由る事がない。君主は他の基督教徒と等しく宗教上の權威者に由つて監督さるゝ地位にある。基督國の成育は人の力に由るに非ず人の良心に發するものである。されば宗教を強制し、力に由つて教會を建設し、又法や所罰を設けて服従を強ふるは悉く不可なのである(註四)。

是等の諸點が漸次明白になると共に教會制度は最も嚴格のものなると同時に最も簡單なるべきものとなす。カルヴァンの最初の企に復歸せんとする。而して其組織は集會の各員の同意に由つて定むるものなれば民主的であつた。カルヴァンの時代に同じき組織も著しく壓制的貴族的たりしは其主なる原因を信教の自由の存在せざりしに歸すべきである。長老派の教會は神に由つて支配され、各員は其意途に従ひ、相互的に善及幸福の増進に進むべきであるとして其地位の如何を一切問ふ事なく、唯問はるゝものありとせばそは敬虔の程度であつた。

主として英蘭土教會に對する信教の自由の要求と、國家と教會の完全なる分離は第十七世紀民権思想の宗教的源流であつたと云ひ得やう。然し之には Huguenots の唱ふる政治論や、和蘭に起りし獨立反亂の影響をも考慮に入れねばならぬ。之は他に時を得て稿を改むる事とし、茲には一先づ長老派の政治説に留めて筆を擱く。

註一 ハンソンの著書は *Appellation to the Nobility and Commonalty of Scotland*. ヌンエカナムの著書は *De jure regni a pnd Scotiis* (1580) であつた。

註二 Osgood, *Political Ideas of the Puritans*. *Political Science Quarterly*. VI. 10.

註三 Figgis, *From person to person*. 167 以下參照。尙ほ *Tyrannenword* に關しては Treumann, *Die Monarchomachen*. 43 參照。

註四 Osgood, *op. cit.*, 14.